

|                             | 事業名   | 概要   | 担当課    | 問い合わせ先       |
|-----------------------------|---|--|--------|--------------|
| 就業支援                        | 移住支援金交付事業   | 東京圏から本町へ移住し就業・起業等した方へ交付  | 政策推進課  | 055-272-1103 |
|                             | 地域おこし協力隊事業  | 地域資源の発掘及び振興に関する活動等に從事  |        |              |
|                             | 有害鳥獣防除用資機材補助事業  | 有害鳥獣防除資機材購入を補助   | 産業振興課  | 055-240-4157 |
|                             | 空き店舗活用事業補助金   | 商店等に存在する空き店舗を活用し、起業するときに補助   |        |              |
| 住宅関係支援                      | 若者定住促進住宅補助金事業   | ・夫婦いずれかが40歳以下の若者世帯<br>・世帯主が40歳以下で、18歳以下の子供と同居しているひとり親世帯<br>のいずれかが町内に住宅を取得したときに補助 | 政策推進課  | 055-272-1103 |
|                             | 結婚新生活支援事業   | 夫婦の合計所得500万円未満・年齢ともに39歳以下で婚姻から1年以内の若者世帯が賃貸住宅へ住むときに、住居費引越費用を補助                    |        |              |
|                             | 子育て世帯住宅取得支援事業   | 婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下で、婚姻から1年以上5年以内、合計所得500万円未満の子育て世帯が町内に住宅を取得するときに、取得費、引越費用を補助      |        |              |
|                             | 空き家バンク登録利用促進事業  | 空き家バンクにて契約成立した物件に対し行う改修工事・家財処分を行う場合に補助   | 建設課    | 055-272-1136 |
|                             | 空き家バンク事業  | 空き家をお探しの方へ情報提供   |        |              |
| 子育て支援                       | 結婚新生活支援事業   | 夫婦の合計所得500万円未満・年齢ともに39才以下の若者世帯が賃貸住宅へ住むときに、住居費引越費用を補助                             | 政策推進課  | 055-272-1103 |
|                             | 子育て支援医療費事業  | 18歳までの医療費を窓口無料   | 子育て支援課 | 055-224-9011 |
|                             | 地域子育て支援センター事業   | 育児中の保護者が気軽に相談できる場の提供   |        |              |
|                             | 不妊治療助成事業  | 不妊治療に対する自己負担額の1/2を助成（上限40万）  |        |              |
|                             | 入学祝い金支給事業   | 小学校・中学校・高校入学時に10,000円を支給   | 子育て支援課 | 055-224-9011 |
| 保育園児・幼稚園児・児童・生徒の段階的な給食無償化事業 | 公立保育所給食無料。私立保育所等においては月500円助成。<br>管内小学校に通う町内在住の児童給食無料。<br>管内中学校に通う町内在住の生徒給食無料。 | 教育総務課  |        |              |